

平成26年度尾道市人事行政の運営等の状況

「地方公務員法」及び「尾道市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成26年度尾道市人事行政の運営等の状況について公表します。

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況(平成26年4月1日～平成27年3月31日) (単位:人)

職 種	採用者数		前年度採用者数
	平成26年度	平成27年度	平成26年度
市長事務部局等			
主事(一般事務職)	6	14	14
技師	4	7	7
保育士	3	2	2
教諭	2	2	2
消防	5	0	0
保健師	0	3	3
指導主事、主任指導主事	3	2	2
尾道市立市民病院			
医師	2	13	13
看護師	11	19	19
診療放射線技師	1	1	1
薬剤師	2	0	0
管理栄養士	1	1	1
理学療法士	2	0	0
言語聴覚士	1	0	0
臨床検査技師	1	0	0
臨床工学技士	0	1	1
歯科衛生士	1	0	0
病院事業局			
主事(一般事務職)	1	0	0
保健師	2	0	0
医師	5	5	5
臨床検査技師	0	1	1
作業療法士	1	6	6
理学療法士	4	6	6
言語聴覚士	0	1	1
看護師	13	3	3
薬剤師	1	1	1
臨床心理士	1	0	0
営繕技士	0	1	1
管理栄養士	1	0	0
介護福祉士	3	3	3

(4) 地位別職員数の状況(一般行政職)

(単位:人)

区 分	男 性	女 性	計
部長級	14	1	15
課長級	46	5	51
課長補佐級	66	18	84
係長級	101	50	151

2 職員の給与の状況【市長の事務部局等】

(1) 平成26年度の人件費の状況(普通会計決算)

住民基本台帳人口(年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 平成25年度の比率
142,915人	61,032,157千円	819,691千円	10,435,812千円	17.1%	17.4%

(2) 平成26年度の職員給与費の状況(普通会計決算)

職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
1,136人	4,479,002千円	746,345千円	1,666,208千円	6,891,555千円	6,067千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成26年4月1日現在の職員数で、短時間勤務職員は含みません。

(2) 職員の退職等の状況(平成26年4月1日～平成27年3月31日) (単位:人)

区 分	市長事務部局等		病院事業局			
	人数	前年度人数	尾道市立市民病院	尾道市立市民病院	公立みづき総合病院	公立みづき総合病院
定年退職	44	32	5	2	7	7
勸奨退職	7	10	2	3	0	0
普通退職	5	8	16	17	19	26
分限免職	0	0	0	0	0	0
懲戒免職	1	1	0	0	0	1
失職	0	0	0	0	0	0
死亡退職	0	0	0	0	0	1
計	57	51	23	22	26	35
再任用職員	11	17	2	2	0	0

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況(平成27年4月1日現在)

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
355,682円	414,928円	45.1歳	352,138円	381,586円	52.6歳

(注) 「平均給料月額、平均給与月額および平均年齢」とは、職種ごとの職員に係る給料月額の総額、給与月額の総額および年齢の総和をそれぞれ当該職員数で除して得た額および年齢であり、必ずしも、平均年齢に該当する職員が受ける給料月額または給与月額の平均が平均給料月額または平均給与月額と一致するものではありません。

(4) ラスパイレス指数の推移(一般行政職)

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年		平成26年
			4月1日	7月1日	
99.5	99.8	109.8(101.5)	109.4(101.0)	100.4	101.1

(注) 1 ラスパイレス指数は、国家公務員の給与水準を100として、尾道市職員の給与水準を比較した数字です。

2 平成24年、平成25年欄における()書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の数字です。

(3) 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数(人)			対前年増減(人)		
		平成25年	平成26年	平成27年	平成25年	平成26年	平成27年
一般行政部門	議会	9	9	9	-	-	-
	総務企画	159	153	154	△13	△6	1
	税務	69	68	67	1	△1	△1
	労働	0	0	0	-	-	-
	民生	221	216	219	△12	△5	3
	衛生	116	112	107	△8	△4	△5
	農林水産	39	39	39	-	-	-
	商工	24	24	22	△1	-	△2
	土木	107	106	104	△4	△1	△2
	小計	744	727	721	△37	△17	△6
部特別行政部門	教育	206	199	180	△9	△7	△19
	消防	215	211	209	△4	△4	△2
	小計	421	410	389	△13	△11	△21
公営企業等会計部門	普通会計	1,165	1,137	1,110	△50	△28	△27
	病院	933	933	937	45	-	4
	水道	66	64	58	△1	△2	△6
	交通	1	1	1	-	-	-
	下水道	15	15	15	-	-	-
	その他	49	49	47	1	-	△2
	小計	1,064	1,062	1,058	45	△2	△4
	合計	2,229	2,199	2,168	△5	△30	△31
	条例定数	2,371	2,397	2,291	-	26	△106

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

(5) 一般行政職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区 分	尾道市	国
上級(大学卒)	174,200円	174,200円
中級(短大卒)	154,800円	-
初級(高校卒)	142,100円	142,100円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成27年4月1日現在)

区 分	経験年数10～15年	経験年数15～20年	経験年数20～25年	
一般行政職	大学卒	296,507円	334,510円	373,254円
	高校卒	231,650円	284,820円	343,530円
技能労務職	高校卒	-円	-円	(25年～30年) 349,500円

(7)一般行政職の級別職員数の状況(平成27年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計	
標準的な職務内容	係員	係員	係員	主任	係長	課長補佐	課長	部長		
職員数	8人	37人	50人	173人	152人	84人	51人	15人	570人	
構成比	1.4%	6.5%	8.8%	30.4%	26.7%	14.7%	8.9%	2.6%	100.0%	
参考	1年前の構成比	2.2%	6.0%	8.2%	31.6%	26.1%	14.2%	9.1%	2.6%	100.0%
	5年前の構成比	0.8%	3.8%	14.3%	33.2%	23.3%	13.5%	8.4%	2.7%	100.0%

(注) 1 給与条に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 再任用職員は含んでいません。

(8)職員手当の状況(平成27年4月1日現在)

区分	尾道市			国		
期末手当	国と同じ			6月期 1.225月分(0.65)月分(0.35)月分 12月期 1.375月分(0.80)月分(0.35)月分 計 2.6月分(1.45)月分(0.7)月分		
勤勉手当	国と同じ			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
退職手当	(支給率) 自己都合 勸奨・定年			(支給率) 自己都合 応募認定・定年		
	支給率は国と同じ その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%)			勤続20年 20.445月分 25.5625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分		
	1人当たりの平均支給額	自己都合 1,733千円	定年・勸奨 21,905千円	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~45%)		

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

地域手当	支給対象地域	東京都特別区	広島市	三原市
	支給率	18%	6%	1%
	支給対象職員数	-	4人	1人
	国の制度(支給率)	18%	10%	1%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成26年度)	-	221,232円	-

特殊勤務手当(平成26年度)	区分		全職種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		24.0%
	支給職員1人当たり平均支給年額		86,467円
手当の種類(手当数)		12種類	
時間外勤務手当	平成26年度	支給実績	237,436千円
		職員1人当たり平均支給年額	216千円
	平成25年度	支給実績	208,000千円
		職員1人当たり平均支給年額	181千円

(注) 時間外勤務手当の職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

区分	内容	
扶養手当	扶養親族である配偶者……………13,000円 配偶者以外の扶養親族……………6,500円 配偶者のない扶養親族のうち1人……………11,000円 扶養親族のうち特定期間にある子(1人につき・加算)…5,000円	
	住居手当	借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 最高支給限度……………27,000円
	通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額……………1カ月当たり55,000円 交通用具利用者 距離に応じて支給(1km以上)…2,200円~31,600円

(注) 国との比較では、扶養手当、住居手当および通勤手当の交通機関利用者の支給額は国と同じで、それ以外は一部異なっています。

(9)特別職の報酬等の状況(平成27年4月1日現在)

()書きは給料カット後の額

区分	給料月額等	
給料	市長	940,000円(864,800円)
	副市長	780,000円(725,400円)
	教育長	680,000円(639,200円)
報酬	議長	520,000円
	副議長	480,000円
	議員	450,000円
期末手当	市長	6月期 1.975月分
	副市長	12月期 2.125月分
	教育長	計 4.1月分
	議長	6月期 1.975月分
	副議長	12月期 2.125月分
	議員	計 4.1月分

3 職員の分限および懲戒処分状況

(1)分限処分者数(平成26年4月1日~平成27年3月31日) (単位:人)

区分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合			87		87
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合			1		1
条例で定めた事由による場合					
計			88		88

※この人数は延べ人数であり、重複して発令した人を含みます。

(2)懲戒処分者数(平成26年4月1日~平成27年3月31日) (単位:人)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	2				2
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合		1			1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合				1	1
計	2	1		1	4

※この人数は延べ人数であり、重複して発令した人を含みます。



シトラスパーク瀬戸田 休園のお知らせ

再整備工事のため、12月29日(火)から当分の間、休園します。リニューアルオープンする際は、広報おのみち等でお知らせします。

☎瀬戸田支所しまおこし課
(☎0845-27-2210)

国民健康保険～確定申告 (医療費控除)前に高額療 養費の申請を忘れずに～

確定申告の際に医療費控除を受ける人は、前年中に支払った医療費の領収書を提出する必要があります。(e-Taxにより申告する場合は領収書の提出は不要)

また、国民健康保険の高額療養費(※1)を申請する場合にも、支払額を確認するため領収書の原本が必要です。(この場合、領収書は申請後に返却します。)

高額療養費に該当していると思われる人で、確定申告の際に領収書を提出する人は、確定申告の前に高額療養費の支給申請を行ってください。

※1 同一月内に医療費の負担額が

高額となり、定められた自己負担限度額を超えた場合、申請することにより限度額を超えた負担分を高額療養費として支給します。

☎保険年金課(☎0848-38-9142)

「臨時福祉給付金」の申請期限は 平成28年1月29日(金)までです

提出期限を過ぎると給付金は支給できませんので、再度ご確認をお願いします。

また、申請書提出後、申請書の不備や添付書類漏れがある場合においても、期限までに必ず提出してください。

申請書を紛失した場合は、ご連絡ください。

☎臨時福祉給付金コールセンター
(☎0120-108-557/12月28日(月)まで[土・日・祝日を除く])
社会福祉課(☎0848-37-3600)

旧回数通行券等の 払戻サービス終了

旧本州四国連絡橋公団が発行し、既に利用期間や払戻期間等が経過し、廃止された、旧回数通行券、西瀬

戸自動車クーポン券等の払戻サービスは、平成28年3月31日(木)をもって終了します。

詳しくは、本四高速(株)ホームページをご覧ください。

☎本四高速(株)しまなみ尾道管理センター
(☎0848-44-3700/9:00~17:30)

☎http://www.jb-honshi.co.jp/

毎週金曜は午後7時まで 戸籍、住民票、印鑑・所得証明書 を発行しています

場所 本庁市民課
因島総合支所市民生活課

内容 戸籍、住民票、印鑑・所得証明書の発行、パスポートの受取など
※住所変更、パスポートの申請はできません。

☎市民課(☎0848-38-9102)
因島総合支所市民生活課
(☎0845-26-6208)

※所得に関する証明は発行できない場合もありますので、事前に担当課へご確認ください。

☎収納課(☎0848-38-9172)
因島瀬戸田市民税係
(☎0845-26-6227)

固定資産税・都市計画税

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日(賦課期日)現在の所有者に課税されます。

所有権移転登記が賦課期日を越えたときは、来年度も旧所有者に課税されます。固定資産を売買・相続したときは、早めに法務局で所有権移転登記をしてください。

所有者が死亡したときは、相続登記が完了するまでの間、相続人の中から納税通知書等の書類を受け取る代表者を届け出てください。

また、今年1月2日以降に地目や用途など固定資産の内容、納税義務者の住所等に異動があった場合も届け出をお願いします。

☎資産税課(☎0848-38-9162・☎0848-38-9164)
因島瀬戸田資産税係(☎0845-26-6228)

事業をしている皆さん～償却資産の申告はお早めに～

毎年1月1日(賦課期日)現在、市内で事業をしている法人または個人は、償却資産の所有状況を申告する必要があります。

平成28年度の「償却資産申告書」を12月中旬に発送しますので、平成28年2月1日(月)までに提出してください。なお、償却資産をお持ちで申告書が届かない人、新たに償却資産の申告が必要な人はご連絡ください。

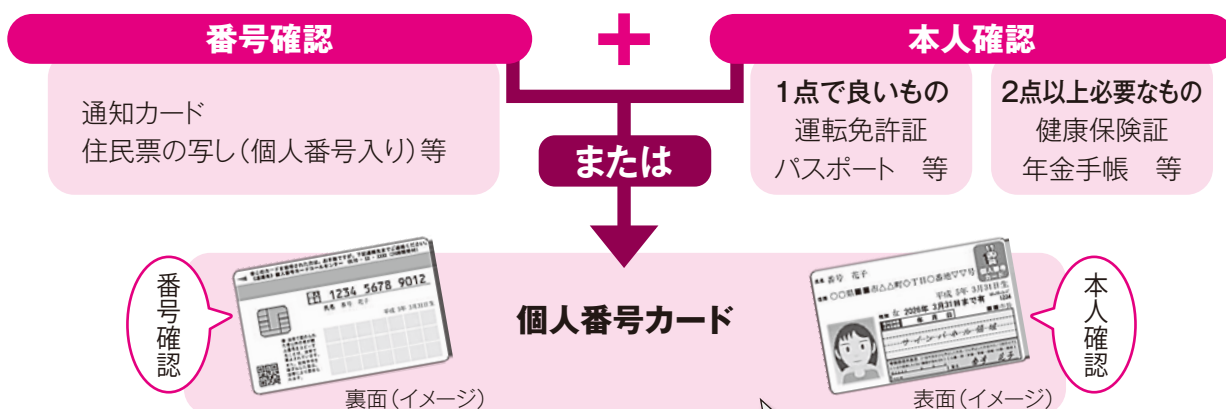
【償却資産とは】法人や個人で、工場や商店などの経営・農林水産業・駐車場やアパートの貸付等、その事業のために所有する事業用資産(構築物、機械装置、船舶、車両運搬具、工具器具備品等)で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金や必要な経費に算入されるもの。

☎資産税課(☎0848-38-9164)

平成28年1月から市役所のこのような手続きでマイナンバーを使います

主な手続き	問い合わせ先
国民健康保険／後期高齢者医療保険 の資格届・各種申請	保険年金課 ☎0848-38-9135
介護保険の資格届・各種申請	高齢者福祉課 ☎0848-38-9118
身体障害者手帳／精神障害者保健福祉手帳 の申請・交付 自立支援医療／障害福祉サービス等 の支給認定	社会福祉課 ☎0848-38-9125
児童手当／児童扶養手当／乳幼児医療等 の支給申請	子育て支援課 ☎0848-38-9112
保育所(園)・認定こども園の入所の申込	子育て支援課 ☎0848-38-9114
母子健康手帳の交付申請	健康推進課 ☎0848-24-1960
養育医療の申請・認定	健康推進課 ☎0848-24-1961
市営住宅の入居の申込・入居者の収入申告	建築課 ☎0848-38-9247

これらの手続きの際は、**番号確認**と**本人確認**ができる書類を持参してください。
※その他各手続きに必要な書類に変更はありません。



※個人番号カードは申請が必要です。
申請書は11月に簡易書留で送付した「通知カード」に同封しています。

番号確認と本人確認が一枚でできる
個人番号カードをご利用ください

マイナンバー制度をかたった不審な電話・メール・手紙・訪問等にご注意ください



図【通知カード・個人番号カードについて】市民課(☎0848-38-9102)

e-Taxで確定申告を行う予定の皆さんへ～電子証明書の有効期限のご確認を～

平成28年1月から「電子証明書を標準的に搭載した個人番号カード」の交付が始まることに伴い、住民基本台帳カードおよび住民基本台帳カードに格納する電子証明書について、新規発行を終了します。ただし、現在お持ちのものは有効期限まで使うことができます。

e-Taxで確定申告を行う予定の人は、お持ちの住民基本台帳カードに搭載の電子証明書の有効期限を確認し、申告時に失効している人は、**12月22日(火)までに**現在の電子証明書の有効期限の更新申請を行うか、確定申告の期間に間に合うよう、お早めに個人番号カードの申請を行ってください。個人番号カードの交付申請が集中した場合、交付が遅れる可能性があり、確定申告を行う期間に交付を受けられない恐れがありますので注意してください。

図市民課(☎0848-38-9102)

清掃

～毎月1日は
「門前清掃の日」です～

【旧尾道・御調・向島地区】 〇清掃事務所 (☎0848-48-2900)
 【因島地区(原・洲江含む)】 〇南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
 【瀬戸田地区】 〇南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

年末年始のごみ収集～収集日をよく確認してください～

ごみ収集	12月						1月	
	23 (祝)	26 (土)	27 (日)	28 (月)	29 (火)	30～31 (水～木)	1～3 (祝～日)	11 (祝)
尾道地域 向島町	通常 どおりの 収集	休	休	通常 どおりの 収集	火・金 がもやせる ごみの地域 のみ収集	休	休	月・木 がもやせる ごみの地 域のみ 収集
御調町		休	休			休	休	
因島地域 瀬戸田町	休	休	休	全地域 もやせる ごみを収集	休	休		

※収集日以外に出したごみは収集されずに残ります。絶対に出さないでください。

年末年始・休日のごみ持込受付

～対象は家庭からのごみです～(資源物・粗大ごみ含む)

ごみ持込受付	12月						1月	
	26 (土)	27 (日)	28 (月)	29 (火)	30 (水)	31 (木)	1～3 (祝～日)	4 (月)
尾道市クリーンセンター	休	8:30～ 12:00	通常 どおり	8:30～ 12:00	休	休	休	通常 どおり
向島クリーンセンター	休	休		8:30～ 12:00	休	休	休	
御調清掃センター	8:30～ 11:00	休	10:00～ 12:00	休	休	休		
南部清掃事務所	休	8:30～ 12:00	休	8:30～ 12:00	休	休		
瀬戸田名荷埋立処分地	休	8:30～ 12:00	休	8:30～ 12:00	休	休		

※年末は大変混雑しますが、上記時間以降入場できません。
あらかじめご了承ください。

年末年始のし尿収集

～依頼はお早めをお願いします～
 ※計画的に収集できるようにご協力ををお願いします。

尾道地域・向島町・御調町	12月30日(水)～1月3日(日)は休みです。
因島地域	12月29日(火)～1月3日(日)は休みです。
瀬戸田町・因島原・洲江町	12月29日(火)12:00～1月5日(火)は休みです。

年末年始の尾道地域の資源回収日程変更

※次の地区は、日程が変更となっています。ご注意ください。

吉和地区	平成28年1月6日(水)
百島地区	平成28年1月18日(月)



■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。

☎電話

FAX ファクス

✉電子メール

HP ホームページ

申 申込先

問 問い合わせ先

みんなが輝くために

172 小さな気づき

先日のニュースで、ある日本の小学生が紹介されていました。横断歩道を渡ったあと、止まってくれた車に向かってお辞儀をする姿が、インターネット上に投稿され、それを見た世界中の人から、「日本の小学生は礼儀正しい。」と称賛されるなど、大きな話題となっているとのことでした。そのニュースを聞きながら、「すごいな。」と感じると同時に、なんだか微笑ましい気持ちになりました。

そしてある日の朝、通勤のため車を運転していたところ、横断歩道で数人の小学生が手を挙げていました。先日のニュースを思い出しながら、私が車を停止させると、全員が足早に渡りきったあと、こちらを振り返って、「ありがとうございます。」と言いながら、深々とお辞儀をしたのです。私も思わず笑顔になり、お辞儀を返しました。とても温かい気持ちになり、「今日も一日がんばろう。」と思うことができました。

本来、日本の法律では歩行者が優先なのですが、横断歩道で車が止まるのは当たり前なのですが、それを、「人

の思いやり・親切」として受け取り、その気持ちを態度で表せることはすばらしいことだと思います。

なぜ、小学生はお辞儀をしたのでしょうか。それは、自分たちが、「渡りたいので止まってください。」と手を挙げたことに対して、運転手が応えてくれたことへの感謝の気持ちからだと思います。小学生の渡りたいという思いを受け止めて、「お互いを思いやり、認め合う」関係ができたからではないでしょうか。

「お互いを思いやり、認め合う」という小さな関係ですが、これが家庭、地域へと広がれば、優しい思いやりのある社会になるとと思いませんか。

私たちが幸せに生きるためには、お互いの存在を認め合い、尊重することが大切です。皆さんは、どう思われますか。

「みんなが輝くために」を読まれたの皆さんの感想やご意見をお寄せください。

〒722-0041 防地町26-24
 人権推進課(☎0848-37-2631)

年末年始の主な業務

年末年始の業務については次のとおりです。
「休」以外は、通常どおりの業務となります。

施設名など	問い合わせ先	12/28 (月)	12/29 (火)	12/30 (水)	12/31 (木)	1/1 (祝)	1/2 (土)	1/3 (日)	1/4 (月)
市役所・各支所一般事務	☎0848-38-9111		休	休	休	休	休	休	
尾道市立市民病院	☎0848-47-1155		休※1	休※1	休※1	休※1	休※1	休※1	
公立みつぎ総合病院	☎0848-76-1111		休※1	休※1	休※1	休※1	休※1	休※1	
瀬戸田診療所	☎0845-27-2161		当番/9:00~17:00(内科)						
夜間救急診療所	☎0848-38-9099	※2	※2	※2	休	休	休	休	※2
尾道市斎場、百島火葬場	☎0848-38-9434					休	休		
御調・向島・因島・瀬戸田斎場 (環境政策課)						休			
中央図書館	☎0848-37-4946	休	休	休	休	休	休	休	休
みつぎ子ども図書館すくすく	☎0848-76-3111	休	休	休	休	休	休	休	休
向島子ども図書館わくわく	☎0848-44-0114	休	休	休	休	休	休	休	休
因島図書館	☎0845-22-8660	休	休	休	休	休	休	休	休
瀬戸田図書館	☎0845-27-1877	休	休	休	休	休	休	休	休
しまなみ交流館	☎0848-25-4073	休	休	休	休	休	休	休	休
むかいしま文化ホール	☎0848-44-0683	休	休	休	休	休	休	休	休
ベル・カントホール	☎0845-27-3848	休	休	休	休	休	休	休	休
おのみち 文学の館	文学記念室	☎0848-22-4102	休	休	休	休	休	休	
	志賀直哉旧宅	☎0848-23-6243	休	休	休	休	休	休	
おのみち映画資料館	☎0848-37-8141	休	休	休	休	休	休		
爽籟軒庭園	☎0848-37-1234	休	休	休	休				休
千光寺山ロープウェイ	☎0848-22-4900					※3			
向島洋らんセンター	☎0848-44-8808	休	休	休	休	休	休	休	休
因島フラワーセンター	☎0845-22-1311		休	休	休	休	休	休	
因島水軍城	☎0845-24-0936		休	休	休	休	※4	※4	

※1 急患は、24時間体制で対応します。

※2 夜間救急診療所(内科・外科)の診療時間は次のとおりです。この間のこの日以外は休診します。

診療/12月28日(月)・29日(火)・30日(水)、1月4日(月)20:00~23:00

※3 1月1日(祝)の運行時間は「6:30~17:15」です。100人(山麓駅からの上り便)に、尾道観光カレンダーをプレゼントします。

※4 1月2日(土)・3日(日)の開館時間は10:00~15:00。

◎美術館・記念館等については、20頁をご覧ください。

おのみちプレミアム付商品券の利用期限は 12月31日(木)までです

期限を過ぎると利用できなくなりますので、お忘れなくご利用ください。

☎おのみちプレミアム付商品券事業推進協議会事務局(尾道商工会議所内☎0848-22-2165)



政治家の寄附は禁止

年末年始は、歳暮や年賀など贈り物の多くなる季節です。しかし、政治家(立候補予定者も含む)が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、法律で禁止されており、違反すると罰せられます。有権者が寄附を求めることも禁止されています。また、政治家が選挙区内の人に年賀状等のあいさつ状を出すことも禁止されています。

日頃から、三ない運動(贈らない、求めない、受け取らない)を心に留め、きれいで明るい選挙に努めましょう。

選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会

☎選挙管理委員会事務局(☎0848-38-9258)

農地法の改正により

農業委員選挙制度が廃止されました

改正に伴い、選挙人名簿の作成は行われなくなったため、今年度より農業委員選挙人名簿登載申請書は送付しません。

また、農地パトロールにより把握した遊休農地の所有者に、「利用意向調査票」を送付します。調査票が届きましたらご協力ください。

☎農業委員会事務局(☎0848-38-9491)

御調出張所(☎0848-76-2929)

向島出張所(☎0848-44-0641)

因島出張所(☎0845-26-6217)

瀬戸田出張所(☎0845-27-2212)

(平成28年度から適用される市・県民税の主な改正点)

改正点1 「ふるさと納税」制度の改正

(1) 特例控除限度額の引き上げ

ふるさと納税における寄附金の特例控除限度額が、個人住民税の所得割額(調整控除後の所得割額)の10%から20%に引き上げられることとなりました。

(2) ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

平成27年4月1日以降に支払いをしたふるさと納税における寄附金について、次の条件に該当する人は、所得税の確定申告書を提出することなく、税額控除が受けられます。

- 寄附金がふるさと納税のみであること。
- ふるさと納税先の団体に特例の適用に関する申請書を提出すること。
- 寄附先の団体数が5団体以内であること。
- 所得税の確定申告や住民税申告の必要がないこと。

改正点2 公的年金からの特別徴収制度の見直し

平成28年10月以降から次のとおり見直しされます。

(1) 仮徴収税額の算定方法の見直し(平準化)

公的年金から徴収する個人住民税の税額の平準化を図るため、特別徴収税額の算定方法を見直します。

現 行	仮徴収額=前年度分の本徴収額÷3 (4・6・8月)	改 正 後	仮徴収額=(前年度分の年税額÷2)÷3 (4・6・8月)
	本徴収額=(年税額-仮徴収額)÷3 (10・12・2月)		本徴収額=(年税額-仮徴収額)÷3 (10・12・2月)

特別徴収額の算定例

年度	年税額	現 行		改 正 後	
		仮徴収額 (4・6・8月)	本徴収額 (10・12・2月)	仮徴収額 (4・6・8月)	本徴収額 (10・12・2月)
27年度	60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
28年度	36,000円 (医療費控除の増等)	10,000円	2,000円	10,000円	2,000円
29年度	60,000円	2,000円	18,000円	6,000円	14,000円
30年度	60,000円	18,000円	2,000円	10,000円	10,000円

仮徴収額と本徴収額の差が解消しない

仮徴収額と本徴収額の差が徐々に解消

※本改正は、仮徴収額の算定方法の見直しを行うものであり、税負担となる年税額の増減を生じさせるものではありません。

(2) 転出・税額変更があった場合の特別徴収継続の見直し

年金保険者に対して特別徴収税額を通知した後に税額が変更した場合や、納税者が、賦課期日(1月1日)後に市外に転出した場合でも、一定の要件の下で特別徴収が継続されることとなりました。

改正点3 住宅ローン控除適用期限の延長

住宅ローン控除について、居住年の適用期限が平成31年6月30日まで延長されました。

申告は2月中旬から始まります。市内各会場の日程は、広報おのみち1月号でお知らせします。

保険会社の個人年金を受け取っています。申告は必要?

契約者と年金受取人が同じ個人年金は雑所得になります。年金受取額から必要経費(掛金)を引いた額がプラスの場合は課税対象の所得になります。申告に必要な証明書は保険会社から送付されます。

また、生命保険等の満期返戻金も一時所得になるので、申告が必要な場合があります。所得は次の計算式で算出します。

一時所得=満期保険金-(支払保険料総額-剰余金)-50万円

つまり、一時所得がプラスになった場合は、課税対象となります。(税金の対象となるのは一時所得額の2分の1です。)

